

## 【電子申請】第一種フロン類充填回収業者の登録(更新)のご案内

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

## 1 電子申請の前に準備する書類

&lt;申請書&gt;

□事業所が2つ以上ある場合・・・第一種フロン類充填回収業の登録申請書\* (書面届出と同じ様式)に申請内容をご記入の上、png,jpg,jpeg,pdf,docx,xlsxのいずれかの形式でご準備ください。

※事業所が一つの場合は不要です

&lt;添付書類&gt;

□1) 本人を確認できるもの

**個人の場合**・・・本人確認情報の利用を承諾しない場合は、「住民票の写し」原本(発行日より3か月以内、本籍地・個人番号の記載が無いもの)を別途ご郵送ください。

※本人確認情報の利用を承諾する場合は、本人確認書類不要

**法人の場合**・・・法人番号(登記情報連携システムを先行導入中のため、登記事項証明書の提出は不要)

※法人番号が分からない場合は、国税庁が公開している「[法人番号公表サイト](#)」でご確認ください。

□2) フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類(png, jpg, jpeg, pdf, docx, xlsxのいずれかで提出)

**自ら所有している場合**・・・「納品書」「領収書」「販売証明書」「購入契約書」等のうち、いずれかのコピー

※上記の書類が無い場合は・・・「**申立書**」\* + フロン回収機の、**全体写真と型式が分かる写真**(ラベルなど)

**自ら所有権を有していない場合**・・・「借用契約書」「共同使用規定書」「管理要領書」等のうち、いずれかのコピー

□3) フロン類回収設備の種類およびその設備の能力を説明する書類(png, jpg, jpeg, pdf, docx, xlsxのいずれかで提出)

「仕様書」「取扱説明書」「カタログ」等のうち、いずれかのコピー

※回収できるフロンの種類(CFC や R-12 等)および回収能力(200g/分 等)が明記されているもの

&lt;参考資料&gt;

□4) フロン類の充填・回収を自ら行う者、またはフロン類の充填・回収に立ち会う者が有する資格に関する資料

「資格証」「合格証書」等の写し(png, jpg, jpeg, pdf, docx, xlsxのいずれかで提出)

[充填に関する資格等の例]

- ・ 冷媒フロン類取扱技術者(推奨)
- ・ 一定の資格等を有し、かつ充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者  
(一定の資格等の例)
  - 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
  - 上記保安責任者(冷凍機械以外)
  - 冷凍空気調和機器施工技能士
  - 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
  - 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
  - 自動車電気装置整備士

[回収に関する資格等の例]

- ・ 冷媒フロン類取扱技術者(推奨)
- ・ 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
- ・ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
- ・ 冷凍空気調和機器施工技能士
- ・ 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- ・ フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- ・ 冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)
- ・ 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械))
- ・ 自動車電気装置整備士

※上記の資格等を有されない場合でも申請をしていただけますが、フロン類の充填・回収においては、十分な知識を有する者が自ら行う、または立ち会うことが義務(規則第14条第9項)となっていますのでご注意ください。

\*印の書類は、各様式を滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県>県民の方>環境・自然>環境>第一種フロン類充填回収業者について(フロン排出抑制法)

掲載場所URL:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/300660.html>



<行政書士による代理申請の場合>

行政書士による代理申請の場合は、次の事項について対応をお願いします。

なお、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、行政書士法により禁じられています。

□1) 委任状の提出(png,jpg,jpeg,pdf,docx,xlsxのいずれかで提出)

委任状は、各申請・届出ごとに作成し、提出してください。

委任状には次の内容を記載してください。

- ・ 代理人住所、氏名および行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)
- ・ 代理人の連絡先
- ・ 委任の範囲(具体的に記載してください。)
- ・ 日付(各申請・届出の日から3か月以内のもの)
- ・ 委任者住所、氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)
- ・ ※上記内容が記載されていれば様式は任意です。

□2) 行政書士証票の写しの提出

png,jpg,jpeg,pdf,docx,xlsxのいずれかの形式で行政書士証票の写しを提出してください。

## 2 手数料

**更新：4,000 円**

支払方法：クレジットカード

## 3 申請方法

- ① 下記のURLまたはQRコードよりGrafferアカウントを登録してください。(充填回収報告書の申請等で既に作成されている場合は省略)

URL：<https://accounts.graffer.jp/signup>



- ② 一度ページを退出し、下記のURLまたはQRコードより申請を行ってください。

URL：<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/shiga-freon-kousin>



#### 4 その他

・登録(更新)年月日から5年が有効期間です。更新後は、登録更新通知書を郵送します。

・登録の更新申請の受付期間は、現在の登録の有効期間満了年月日の3か月前～当日までです。

※登録の有効期間満了年月日は、最新の「第一種フロン類充填回収業登録通知書」(登録更新通知書、変更登録通知書)、もしくは滋賀県ホームページに掲載されている「滋賀県第一種フロン類充填回収業者登録名簿」で確認できます。

#### 【お問い合わせ／申請窓口】

〒520 - 8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

TEL : 077 - 528 - 3357 FAX : 077 - 528 - 4844

E-mail : de0003@pref.shiga.lg.jp